

坂水給発第687号
平成28年9月8日

指定給水装置工事事業者 様

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
企業長 藤 縄 善 朗
(公 印 省 略)

既設止水栓等の事前調査について（通知）

日頃より、坂戸市及び鶴ヶ島市管内における水道行政の推進にご理解、ご協力を賜りありがとうございます。

さて、給水装置工事の申請にあたりましては、φ20～25の現行承認品でない既設止水栓が設置されている場合、老朽化による漏水等のリスクが懸念されることから、特に交換をご検討いただくよう申請者に対する十分な説明をお願いしているところです。

一方で、既設止水栓に不良がある場合は、交換することが必須となりますが、φ30～50において取出しの管種が鋼管であると、状況によっては取出変更を要することとなるため、申請の内容が大きく変わり、申請者とのトラブルに発展する場合があります。

つきましては、申請受付後にそのような事態が生じないように、各事業者におかれましては、申請前に既設止水栓等の事前調査を十分行ってください。

調査の際は、既設止水栓の不良、出水量不足及び漏水の有無を確認していただき、不良を確認した場合は必ず交換する申請を提出してください。また、出水量不足及び漏水を確認した場合は、必ず申請前に当企業団まで報告してください。

なお、漏水対応においては、調査段階で発見された漏水であれば、修繕区分に基づく企業団負担での修繕対応が可能ですが、十分な事前調査を行わず工事着工後に漏水を発見された場合や、本来の手順を踏まず申請前に現場が先行していた場合などは、各事業者に対応を求めることとなりますので、ご承知おきください。

問合せ先

坂戸、鶴ヶ島水道企業団
給水課給水担当

049-283-1954